

「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の一部改正案に対する見解

- 二月九日、政府は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の「一部改正案」を閣議決定し国会に提出しました。「高校標準法」に関する主な変更点は次の通りです。
 - 高校の設置主体を都道府県および、政令で定める基準に該当する市町村に対して限定している規定を削除したこと(第三条)。それにともない、法の名称から「設置」を削除したこと。
 - 高校および障害児学校の高等部の学級編制について、設置者が生徒の実態を考慮して特に必要があると認めた場合、標準として定める数によらないことができる、としたこと(第六条、第十四条)。
 - 高校の教職員定数の基礎を学級数から「収容定員」に変えたこと(第九条、第十二条)。
 - 少人数指導や習熟度別指導を行う教諭等の数を「改善」したこと(第九条)。
 - 養護教諭の複数配置の基準を「収容定員」が八百一人以上としたこと(第十条)。
 - 教頭の複数配置の基準を「収容定員」が九百二十一人以上の課程とし、また二以上の学科をおく課程で「収容定員」が六百八十一人以上の学校にも適用することとしたこと(第九条)。
 - 障害児学校高等部については、進路指導や教育相談の担当教員の複数配置、「自立活動」担当教員の増員とともに、教頭の複数配置を拡大することとしたこと(第十七条)。
 - 算定される教職員定数を、再任用短時間勤務職員や非常勤講師の数に換算することができることとしたこと(第二十三条)。

一、これらの改正内容の本質は、昨年五月に発表された「教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議」の報告を受け、一連の「中教審答申」や「教育改革国民会議報告」に基づく文部科学省「二十一世紀教育新生プラン」を具体化するための法改正であり、財界・政府が意図する「二十一世紀の教育改革」を学級編制や教職員配置をテコとしておしすすめることにあります。

改正案のもっとも重大な問題点は、全国の父母・教職員の切実な願いと運動、マスコミなど多くの世論の高まりを無視して三〇人学級を否定し、根本的な教育条件の改善を怠ったことです。

一、しかし、同時に高校においても学級編制の基準を地方自治体の判断で四〇人以下にできることを法的に明確化させたことは、十二年におよぶ三〇〇万署名運動をはじめ、全自治体の四七・九%におよぶ自治体決議、PTA会長による署名などの運動のひろがりや、少なくない自治体で、地域や学科の実情などに応じて、学校統廃合を阻止し少人数学級を実施させてきていることなどを反映したものであり、教職員と父母・地域が一体となった運動の成果です。

一、養護教諭について一定の配置改善がなされたことは、子どもたちの健康や成長・発達にかかわる深刻な実態に即してゆきとどいた指導・援助を保障するために、ねばり強い運動を積み重ねてきた成果です。

また、障害児学校高等部についても、養護教諭の複数配置に一定の改善がなされたこと、および大規模校に進路相談や教育相談などを担当する教員を複数配置することができるようにしたことは、障害の重度・重複化に対するケアや豊かな成長と進路の保障などに関する、父母・教職員の切実な願いと運動の高まりを反映させた成果です。

一、教職員定数の算定基準を「収容定員」(生徒数)においたことにかかわっては、その基礎数は現行法の学級数に換算して比較した限りでは大きな差は生じません。その上で、習熟度別授業に関する加配定数は現行法に比較して若干の加算がされています。しかし文部科学省は、各学校ごとの定数ではなくあくまで県全体の総定数であることを強調しており、少子化による入学者の減少や中途退学などにより生徒数が激減した場合、現行の教職員定数の水準を維持できなくなる可能性があります。また、これまで同省が強調してきたように、習熟度別授業による「具体的な成果の有無」を検証・報告させその状況によっては加配を保障しないなど、きわめて政策的な意図が背景にあります。

なお、九条2項などにかかわる少人数指導の加配については、政令の改正を待たなければ詳細はわかりませんが、新教科「情報」への運用をはじめ新学習指導要領のねらいにそったものとなることが予想されます。

職業学科の教職員配置については、具体的な改善は見当たりません。

一、事務職員の定数の改善はなく、また現業職員、図書館職員、通信制における養護教諭などの法的位置づけについても触れておらず、教職員の切実な要求と運動に全く応えようとしていません。その一方で、教頭の複数配置を拡大し、いっそう管理体制の強化をはかろうとしています。

また、「非常勤講師に関する特例」条項を廃止し、「教職員定数を再任用の短時間勤務職員や非常勤講師に換算する」規定を新たに盛り込んだことは、教職員の集団的な論議や協力による教育活動をむずかしくし、教職員の身分や勤務条件の安定的な確保を困難にする、きわめて重大な影響をもたらすものです。

今回の改正法案は、総じて、教職員定数配置の効率化を通して学校のあり方を大きく変質させるとともに、学校間競争の激化と学校管理体制の強化をねらうものといえます。

一、公立高校の設置主体の要件となる基準を緩和したことは、住民要求などにより市町村自治体が高校を設置しやすくなるという積極面を持ちますが、国の財政的支援はなく、同時に高校「多様化」・弾力化政策の一端を担わされる可能性について注意を払う必要があります。

一、この改正法案は、本通常国会で「日切れ法案」として審議・採決され、四月から施行される予定です。

日高教は、本国会での三〇人学級実現への修正を強く要求するとともに、改正案の中の積極的な改善部分の前倒し実施を要求します。当面、新基準による養護教諭の複数配置を完全実施すること、教頭の複数配置については現場の要求に基づき教諭定数として確保すること、定数内教職員や学校運営に必要な職種 of 教職員を専任で確保し、再任用教職員は定数外で置くこと、などを要求します。

また、職場・地域で、習熟度別授業・少人数指導のための加配について文部科学省の政策的意図を明らかにしつつ、現場の論議や生徒・父母の理解と協力のもとに、希望する教科での少人数指導や、学力実態・学習要求に基づく学習集団の編成を工夫します。あわせて、文部科学省はじめ政府に対して、各道府県や学校現場の自主的な教育課程づくり、ゆきとどいた教育を實現するための教職員定数要求を尊重し、保障することを求めます。

日高教はこれまでの運動の到達点を多くの父母・教職員の確信としてひろげるとともに、ひきつづき、国の責任で三〇人学級を早期に実現することや教育条件の改善を求め、父母・地域と共同して三〇〇万署名をはじめ、自治体との合意づくりなどの運動を強めます。

二〇〇一年二月十三日